

財務 VOL.19

「103万円」という“扶養の壁”ってホント？

「主人の扶養から外れないよう年末まで給与を抑えたいのですが……」毎年10月頃になると、パートタイマーの方からこのような申し出を受け、シフト等に苦勞される先生方は多いのではないのでしょうか。

「主人の方で税金が増えるので」というのが主な理由かと思いますが、本当にそうなのでしょうか？実は、事業主側もそのカラクリについて正しく理解されていないケースが多いのが現状です。以下、そのポイントをご説明させていただきます。

【「103万円」の壁：配偶者控除】

「ご主人の方で税金が増える」との要因は「配偶者控除」の適用の有無になります。この配偶者控除とは、奥様の給与収入が年間**103万円以下**である場合には、ご主人の所得税や住民税が軽減されるという制度です。

具体的には所得税、住民税それぞれにおいて38万円、33万円の控除が使えるため、例えばご主人の給与収入が年間550万円で、妻と小学生の子供が2人いる一般的なサラリーマン世帯のケースで考えますと、所得税においては1万9千円(38万円×税率5%)、住民税においては3万3千円(33万円×税率10%)、合計5万2千円の税金が軽減されることとなります。

これは裏を返せば、たとえ103万円をわずかに1万円超えただけでもこの控除がなくなるため、労働を抑制しようと考えてしまう訳です。そしてこの“現象”を捉えて“**103万円の壁**”という表現が使われます。

【「103万円」の壁の誤解：配偶者特別控除】

しかし、そう判断してしまうのは早計です。何故ならば「配偶者控除」が適用できない場合の影響を緩和するために設けられている「配偶者特別控除」という制度が存在するからです。

具体的には、ご主人の年間の合計所得金額が1,000万円(給与収入で12,315,790円)以下であるという要件さえ満たせば、奥様の給与収入の額に応じて(103万円超141万円未満)適用できる制度です。

上記の一般的な世帯の例で考えますと、

i) 奥様の給与収入が年間103万円の場合

ご主人の所得税・住民税の合計 **266,300円**

奥様の所得税・住民税の合計 **6,500円**

ii) 奥様の給与収入が年間108万円の場合

ご主人の所得税・住民税の合計 **268,300円**

奥様の所得税・住民税の合計 **14,000円**

いかがでしょうか？奥様の税金が増える(7,500円)のは給与が増えているため当然ですが、**注目すべきはご主人の税金で奥様の増税分ほどの差はありません(2,000円)**。

このカラクリは控除体系が下表のようになっているからなのですが、103万円を少々超えた程度では控除額に大きな差が生じないことをぜひご確認ください。

【奥様年収】

【控除額】

①103万円以下	38万円
②103万円超 105万円未満	38万円
③105万円以上 110万円未満	36万円
④110万円以上 115万円未満	31万円
～ 中略(段階的に控除額が減少) ～	
⑤140万円以上 141万円未満	3万円
⑥141万円以上	0円

※①は「配偶者控除」、②～⑥は「配偶者特別控除」

この仕組みをきちんとパートタイマーの方にお伝えし、理解していただければ、中途半端に労働を抑制されるような事態を回避できます。

※弊社では毎年この時期になると、上記の仕組みをご説明した資料を顧問先に配布してパートタイマーの方々への啓蒙に活用いただいております。ご希望いただければお送りいたしますので遠慮なくお申し出ください。

【最後に】

ただし、注意点が2点ございます。

まず、ご主人の勤務先から毎月、**家族手当・扶養手当等の受給**がある場合で、その要件が「配偶者控除」の適用要件と同じというケースです(奥様の年収103万円以下)。

また、奥様の年収が130万円(この場合は通勤手当を含む)を超えるとご自身で『**社会保険料**』の負担を強いられる“**130万円の壁**”という問題もあります。

この2点に該当する場合には、税金や社会保険料を控除した後の手取りが大幅に減少してしまいますので、くれぐれも対応にご注意下さい。

■ お知らせ

レポートの内容は、基本的に弊社が体験した経営上の課題を分かりやすく解説し、少しでも日々の経営に役立てて頂けるように作成しておりますが、「もっと詳しく知りたい」・「こんな話題も取り上げて欲しい」等のご要望がございましたら、**倶楽部会員専用メールアドレス**にてお問合せ下さい。また、「**具体的な相談に乗って欲しい**」というご要望がございましたら、「**無料経営相談**」をお申込み下さい。詳しくは、<http://now.amcp.biz> をご覧下さい！